

受益者の皆様へ

HSBC投信株式会社

**「HSBC 中国株式ファンド(3ヶ月決算型)」の
投資信託約款変更（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、追加型証券投資信託「HSBC 中国株式ファンド(3ヶ月決算型)」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更(以下、「約款変更」といいます。)を予定しておりますので、お知らせいたします。何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本状に関してご不明な点がある場合には、以下までお問い合わせください。

HSBC投信株式会社 約款変更についてのお問い合わせ専用窓口

電話番号：フリーダイヤル 0120-800184

受付期間：平成 24 年 6 月 18 日～平成 24 年 8 月 15 日

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

敬具

<記>

1. 予定している約款変更の内容

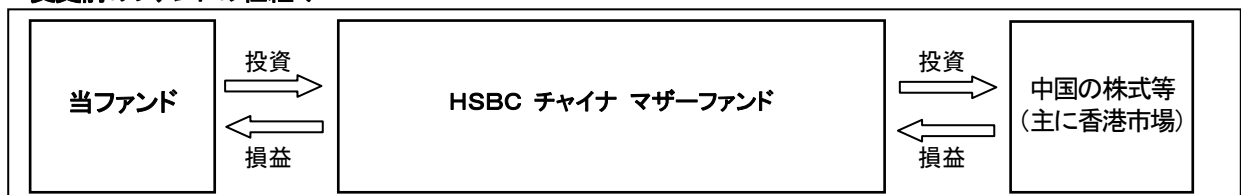
<約款変更のうちその内容が重大なもの>

① 運用の基本方針等の約款変更

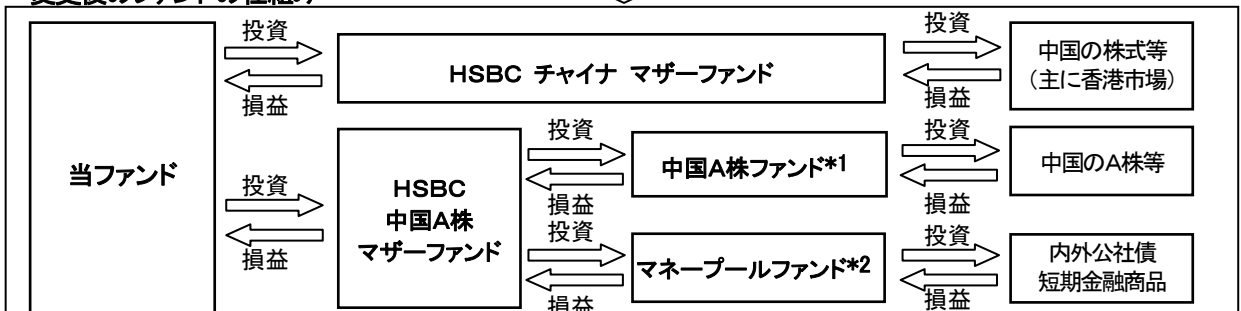
当ファンドの投資対象として、「HSBC 中国A株マザーファンド」を新設します。当該マザーファンドは、主にルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的に中国A株を主要投資対象といたします。当該変更に伴い、当ファンドの「投資の対象とする資産の種類」、「運用の指図範囲等」ならびに「投資制限」などにつきまして、所要の変更を行います。当該変更により下図のようにファンドの仕組みが変更されます。

※当ファンドのマザーファンドの組入れについては、当面、「HSBC チャイナ マザーファンド」を中心に組入れ、「HSBC 中国A株マザーファンド」は補完的に組入れる予定です。

変更前のファンドの仕組み



変更後のファンドの仕組み



*1 ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)「HSBC Specialist Funds - HSBC China Opportunities Fund - Class ZD」

*2 わが国の証券投資信託「HSBC マネープールファンド(適格機関投資家専用)」

② 前記①の運用の基本方針等の変更に伴う約款変更

・購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合の追加

当ファンドの購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合として、「HSBC 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が換金を停止した場合ならびに換金代金の支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合を追加することといたします。

・一部解約金の支払いを延期する場合の追加

当ファンドの一部解約金の支払いについて、取引所における取引の停止、「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があることを追加することといたします。

・繰上償還を行う場合の追加

「HSBC 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる可能性がある場合には、新たな投資信託証券を選定することとし、選定できない場合には、当該マザーファンドの信託を終了させるとともに、当ファンドの信託を終了させることといたします。

<前記①②の重大な約款変更に伴うその他の約款変更>

・信託報酬

新設する「HSBC 中国A株マザーファンド」における投資先投資信託証券への投資に伴う運用管理費用の実質的な負担の増加*を回避するため、当ファンドの信託報酬率を年 0.00105%（税抜年 0.001%）引き下げることとし、実質的な負担（下線太字部分）は変更前と変更後では変わらないようにいたします。

* 中国A株ファンドの追加的費用はありません。マネープールファンドは余資運用を基本とするため低位の組入比率とし、マネープールファンドの組入比率を勘案した追加的費用は、年 0.00105%（税抜年 0.001%）以下になります。

変更前の運用管理費用（信託報酬） 年 1.869%（税抜年 1.78%）



変更後の運用管理費用（信託報酬） 年 1.86795%（税抜年 1.779%）

実質的な負担：年 1.869%（税抜年 1.78%）程度

・運用権限委託先の投資顧問報酬の計算方法の変更

「HSBC チャイナ マザーファンド」の運用委託先に支払う投資顧問報酬を、当該マザーファンドの時価総額に応じて計算するよう変更することといたします。

・購入・換金の申込受付不可日の追加

当ファンドの購入・換金の申込受付不可日として、新たに中国本土（上海、深圳）の証券取引所の休場日およびルクセンブルグの銀行休業日を追加することといたします。

2. 変更理由

中国国内の投資家と特定の条件を満たした外国機関投資家向けの中国本土（上海、深圳）の市場に上場し、人民元で取引される中国A株への投資機会の拡大をはかることが、当ファンドの信託財産の中長期的な成長に資するものと判断したためです。中国本土の市場で取引される中国A株に投資するには、中国管轄当局からの適格外国機関投資家（QFII）制度上の投資枠を受ける必要があり、この度、HSBC グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが追加の投資枠を取得して中国A株ファンドを設定することとなりました。弊社ではこの中国A株ファンドへの投資を通じて実質的に中国A株に投資するために、必要な約款変更を行うことといたしました。

3. 約款変更の手続きおよび日程

- | | |
|---------------|---|
| ① 公告日（受益者確定日） | : 平成 24 年 6 月 18 日（日本経済新聞朝刊） |
| ② 異議申立期間 | : 平成 24 年 6 月 18 日から平成 24 年 7 月 23 日まで |
| ③ 約款変更予定日 | : 平成 24 年 7 月 27 日
(約款変更適用予定日: 平成 24 年 8 月 20 日) |

公告日現在の受益者[※]は、異議申立期間中に、HSBC投信株式会社に対し、書面によりこの約款変更に対して異議を申し述べることができます。

なお、この約款変更に関する異議のない場合、何ら手続きの必要はございません。

[約款変更することが決定した場合]

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成24年7月27日に約款変更を行い、平成24年8月20日から適用いたします。

[約款変更しないことが決定した場合]

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、約款変更を行いません。この場合、約款変更しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、書面にてご報告いたします。

※平成24年6月14日までの取得(購入)申込受付分が対象となります。平成24年6月15日以降の取得(購入)申込受付分については、上記の異議申立ての権利はございませんのでご承知おきください。

4. 異議申立ての方法について

予定しております約款変更に対し、異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に下記(2)の内容をご記入の上、平成24年7月23日必着で、下記(1)の宛先までご郵送ください。なお、頂戴する個人情報の取扱いにつきましては、下記(3)の内容をお読みください。

(1)宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビルディング
HSBC投信株式会社 約款変更に関する異議申立て窓口
クライアントサービス本部宛

(2)ご記入いただく内容

①住所 ②氏名又は会社名(署名又は捺印) ③電話番号(日中連絡先) ④ファンド名(正式名) ⑤販売会社名および取扱店名、口座番号 [※] ⑥公告日現在の受益権口数 ^{※※} ⑦約款変更に関する反対する旨

※ 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての販売会社名および取扱店名、口座番号をご記入ください。

※※ ご自身の受益権口数が不明の場合は、お取扱販売会社へご確認の上、ご記入ください。

(注1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

(注2) 異議申立てされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(3)個人情報の取扱い

異議申立てされた受益者の方の上記「(2)ご記入いただく内容」にある個人情報の取扱いにつきましては、当該約款変更の決議のために弊社で使用するほか、以下の目的のために弊社と取扱販売会社、または、受託会社との間で、その内容を共有することにご同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において、ご記入の内容の確認のため。
- ② 受託会社において、買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため。

5. 異議申立てされた受益者の買取請求の手続きについて

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、約款変更が決定した場合は、異議申立てされた受益者は、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取りを請求することができます。この買取請求は、異議申立ての受益者が、改正前の投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取請求期間 平成 24 年 7 月 27 日から平成 24 年 8 月 15 日まで (受託会社受理分)
(HSBC投信株式会社より異議申立てされた受益者に対し別途「買取請求のご案内」をお送りします。)

- ① 買取請求必要書類の記入
- ② 販売会社の取引店への買取請求必要書類の提出
- ③ 販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑤ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の支払い

買取価額は、原則、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とさせていただきます。また、個別元本超過額に対して 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税金が差し引かれます(非課税扱いの受益者を除きます。)

なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金の支払いには、通常の一部解約(一部解約)よりも日数を要する可能性があります、また、振込手数料等は買取請求を行った受益者の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきます(通常の一部解約の場合これらの負担はございません)。

6. 通常の一部解約(換金)の申込みについて

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、約款変更に対し異議申立てされたか否かにかかわらず、販売会社においては、通常通り、当ファンドの一部解約の申込みを受付けます(ただし、上記の買取請求を行った場合、一部解約の申込みを行うことができなくなりますのでご注意ください。)

以上

《ご参考①》 HSBC 中国A株マザーファンドの主要投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC Specialist Funds – HSBC China Opportunities Fund – Class ZD
ファンド名の略称	中国A株ファンド
運用の基本方針	主として中華人民共和国(以下、「中国」といいます。)の証券取引所に上場している中国人民幣建ての株式(以下、「中国A株」といいます。)に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国A株を主要投資対象とします。 ・ 中国A株に連動する金融商品に投資する場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブの直接利用は行いません。 ・ 中国A株に連動する金融商品への投資は純資産総額の30%を以下とします。
換金制限*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として毎月1回 ※当初設定後約3ヶ月間は換金申込みを受け付けません。
設定日	平成24年8月23日(予定) ※設定日は変更される場合があります。
投資顧問会社	HSBC グローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たします。また、中国A株への投資については、中国管轄当局の定める適格外国機関投資家(QFII)制度上の送回国規制等の制約を受けます。また、QFIIIに対する中国国内の課税の取扱いについては、今後変更される可能性があります。

* 換金制限について

上記の中国A株ファンドは、ルクセンブルグ籍のファンドであり、当初設定後約3ヶ月間は換金の申込みを受け付けず、その後の換金も原則として毎月1回となっています。この中国A株ファンドにおける中国A株投資に対して、中国管轄当局の定める適格外国機関投資家(QFII)制度上の規制を受けます。この換金制限に伴い、当ファンドにおいても換金の申込受付の中止および取消しを行う場合や一部解約金の支払いを延期する場合があります。当ファンドの運用に際しては、中国A株投資に係るリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行いますが、投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、中国A株投資に係るリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。なお、当ファンドのマザーファンドの組入れにおいては、当面、「HSBC チャイナ マザーファンド」を中心に組入れ、「HSBC 中国A株マザーファンド」は補完的に組入れる予定です。

※当ファンドは、通常、申込受付不可日等を除いて営業日に換金のお申込みを受け付けます。

《ご参考②》 中国におけるQFII(適格外国機関投資家)制度について

QFII 制度は、中国管轄当局から認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、人民元建で取引を行う中国国内の証券市場(上海/深圳のA株市場等)への投資を、一定の条件の範囲内で認める、というものです。

QFII 制度において、一定期間、中国国外への送金に規制がかかっており、その一定期間経過後も中国国外への送金および中国国内への入金について、一定の制限があります。例えば、5,000 万米ドルを超える資金の中国国外への送金および中国国内への入金については、中国管轄当局の認可が必要となっています。これらの規制は、中国管轄当局により変更されることがあります。

なお、一般の個人投資家や QFII として認められていない機関投資家等は、上海A株や深圳A株等(※)を売買することはできません。人民元建のA株に投資したい場合は、QFII に認定された運用会社のファンド等を利用する必要があります。

※人民元建ではないB株や香港証券取引所上場の株式等の売買では、このような規制は適用されません。

中国の株式市場

香港株式市場	H株	中国に登録された中国企業で、主に中国本土で事業を展開しながら香港市場に上場している企業が発行する株式。H株の「H」はHong Kongの頭文字を取ったもの。大手銀行・保険に加え、道路、電力、鉄鋼など重厚長大産業の国有企業等が上場。
	レッドチップ	中国本土における売上が50%以上、中国資本が30%以上を占めるが、香港など中国本土以外で登記が行われている企業。「レッドチップ」という名称は、優良企業の株を意味する「ブルーチップ」を中国共産党のカラーである赤をもじって呼んだことからきている。
	香港地場株	H株・レッドチップ以外
上海株式市場	上海A株	中国国内投資家向けの人民元建市場。2003年より中国证券监督管理委员会と国家外貨管理局の認可を受けた外国機関投資家にも開放。
	上海B株	外国投資家向け専用の米ドル建市場として1992年に設立。2001年国内投資家にも開放。
深圳株式市場	深圳A株	中国国内投資家向けの人民元建市場。2003年より中国证券监督管理委员会と国家外貨管理局の認可を受けた外国機関投資家にも開放。
	深圳B株	外国投資家向け専用の香港ドル建市場として1992年に設立。2001年に国内投資家にも開放。